I.P.M.News

東京:03-3354-4841　仙台:022-796-8724
名古屋:052-218-9251 大阪:06-6365-5692
広島:082-568-7444　福岡:092-741-3138
六甲山研修センター:078-891-1041

No.52　2017年　秋号　　2017年11月1日発行

発行：公益財団法人国際労務管理財団（I.P.M.）　http://www.ipm.or.jp/
東京本部　〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
TEL：03-3354-4841(代)　FAX：03-3354-4847

THE 失踪

記事案内

1	新しい職種「介護」について
2	技能実習制度の手続きの流れ～3年目～
3	バングラデシュ人民共和国のご紹介
4	海外とのつながり
	平成29年度　最低賃金について
	担当職員から
	編集後記

新しい職種「介護」について

技能実習新法の施行に併せて実施される予定となっていた「介護職種、介護作業」について、9月29日、その詳細が告示され、受入れを進めることが可能になりました。

介護技能実習生の受入れにご関心のある法人様がございましたら、何時でもご説明に伺いますので、お知り合いの介護事業所様がおられましたら、是非ご紹介くださいますようお願いいたします。

【基本的考え方】
○ 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。

○ 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の３つの要件に対応 できることを担保した上で職種追加。

① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。

② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力 が損なわれないようにすること。

③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。

【主な介護固有要件】
○ 技能実習生の要件

入国時：
日本語能力試験のN4に合格している者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
２年目移行時：
日本語能力試験のN3に合格している者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

○ 実習実施者（受入れ施設）の要件

①　技能実習を行わせる事業所が開設後3年を経過していること。
②　受入れ人数枠の算定基準である「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定など。

技能実習制度の手続きの流れ～3年目～

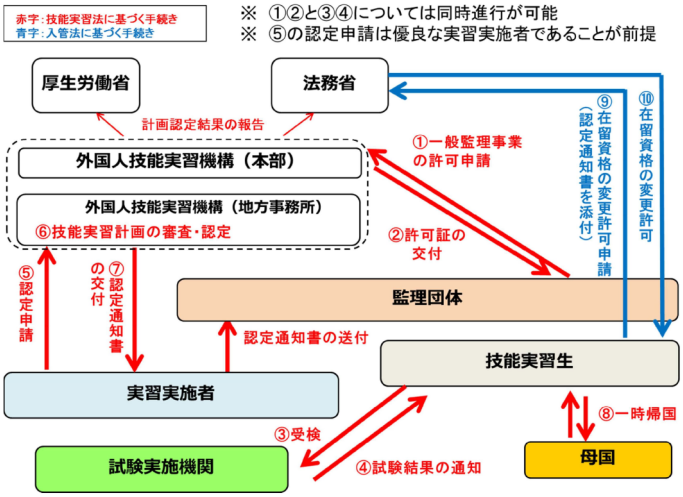

これまで、2回に亘って1年目と2年目の手続きの流れをご紹介しました。

今回は3年目の手続きをご紹介します。3号を申請する場合、注意が必要です。

１．技能評価試験の受検

第３号技能実習を行うためには、第２号技能実習で設定した目標（３級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格）の達成が必要です。

第２号は技能実習の修了後、１ヶ月以上の帰国期間の後、速やかに第３号技能実習を開始する場合は、第２号技能実習が修了する６か月前までには受検をすることが推奨されます。

なお、第２号技能実習の期間中の再受検は、１回に限り認められます。

２．試験結果の通知

試験実施機関より試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です（技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受験手続の支援を受けた場合には、試験実施機関より、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受験手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査スケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受験手続の支援の詳細は、今後、機構のＨＰ等により周知される予定です）。

３．技能実習計画の審査・認定

第１号技能実習・第２号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に照らして審査が行われます。

４．認定通知書の交付

認定の決定がされた場合は、機構より通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

５．一旦帰国

第２号技能実習の修了後、第３号技能実習を開始するまでの間に、技能実習生は必ず１か月以上の一時帰国をしなければなりません。

６．在留資格の変更許可申請

第３号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行います。

７．在留資格の変更許可

地方入国管理局から在留資格変更が許可された後に、第３号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

※　上記の流れは、１号から３号まで本邦における在留資格を継続したまま技能実習を行わせる場合のものであり、一旦帰国の期間が長いなどの理由により、技能実習生が在留資格を失った後に第３号技能実習生として新規入国をする場合には、第１号技能実習生の場合と同様に、在留資格認定証明書の交付申請を行い、在留資格認定証明書の交付を受けた後に入国する手続が必要となります。

※　第３号技能実習を修了するまでに、第３号技能実習計画で設定した目標（２級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試　験の実技試験の合格）の達成に向けて受検しなければなりません。

バングラデシュ人民共和国のご紹介

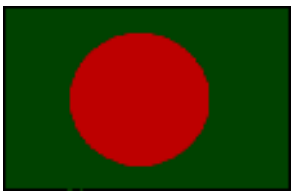

2017年9月、I. P. M. では、バングラデシュを視察してまいりました。

【基本概要】

1. 面積
   14万7千㎡ （日本の約4割）
2. 人口
   1億6175万人
3. 民族
   ベンガル人
4. 言語
   ベンガル語（識字率72.3%）
5. 宗教
   イスラム教徒（88.4%）
6. 略史
   1947年8月14日　パキスタンの一部（東パキスタン）として独立
   1971年12月16日　バングラデシュとして独立

【街並み】

ダッカ市内はバイクは少ないが、車が多く混雑で渋滞になっているところが多かった。特徴的な乗り物として、CNGと呼ばれる緑色の小型の車やリキシャと呼ばれる人力の三輪車があり、普通の乗用車に交じって、道路を走行していた。バングラデシュの運転は、隙間があればグイグイ入りこんでいき、ぶつかりそうになれば遠慮なくクラクションを鳴らすなど、基本的に荒い。

【人材】

人口がとにかく多い。車を走らせていても、車窓から人の姿が途切れることがほとんどなく、若い人もとても多いような印象を受けた。イスラム教を信仰する人が多い国ではあるが、ある日本語学校の校長先生は女性でしかもヒンズー教徒であるなど、寛容でふところの大きさが感じられる国であった。

実習生として来日を希望する若者と話す機会があった。母国語はベンガル語ではあるが、英語が通じるため、ある程度のコミュニケーションが可能。また、とても素直で人懐っこい青年が多く、ミーティングの終盤には、お互いの国の歌を交換し合うなど、温かな交流を行うことができた。まだまだ、いろいろな意味で遠い国という認識をもっていたが、日本とバングラデシュは親和性が高いのではないかと感じ、バングラデシュからの受入れの可能性を強く感じることができた。

海外とのつながり

日越人材育成交流フォーラム開催

9月6日、ベトナム　ハティン省にて、日本語学校の学生を中心に300名近くを集め、日越人材育成交流フォーラムを開催致しました。フォーラムでは、駐ベトナム日本大使館の梅田邦夫特命全権大使、夫人、中馬愛二等書記官、松永健三等書記官、舩山徹ベトナム三菱商事社長(JFEスチール(フォルモサハティンスチール技術総顧問))、及びNGUYEN XUAN TRUONG(グエン・スアン・ツオン)ハティン教育訓練局副局長らにもご出席いただき、留学や技能実習という方法で来日し、勉強ができることや、犯罪に巻き込もうとする者もあることから、海外でも注意が必要であることなどの説明を行いました。

アジア人材育成交流会のご案内

11月22日(水)ハイアットリージェンシー東京　27階(新宿区西新宿2-7-2)において、アジア各国の大使関係者を招き、交流会を開催致します。お食事やアトラクションを楽しみながら、日本と各国の懸け橋となる人材育成をいかに進めるかを考える機会でございます。是非、お誘い合わせの上、お申込み、ご来場をお待ちしております。

日時:2017年11月22日(水)18時30分～20時30分　場所:ハイアットリージェンシー東京27階エクセレンス
会費:10,000円(抽選券、ディナー、ドリンク付)　　主催:I. P. M.
お問い合わせ先:お気軽にI. P. M. 職員にお問い合わせください。

平成29年度　最低賃金について

平成29年度の「地域別最低賃金」が発効されています。厚生労働省の特設サイトには都道府県の一覧が掲載されていますので、ご確認ください。

特設サイト　http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

担当職員から

薄ピンク色でふんわりしてて、人の心を癒してくれる・・・私が大阪に来た頃は間もなく桜を咲かせる時期でした。人々は桜の木の下で食事したり、ビールを飲んだり、楽しく大声で話したり、一家団欒の様子がとても好きになりました。ときには桜吹雪になって、独特な風情をもち、思わず写真をたくさん撮りました。造幣局で年に一度開かれる桜の祭典に私も足を運びました。

はじめまして、中国上海出身の朱敏と申します。今年3月13日に入団し、大阪事務所勤務も半年経ちました。以前、東京で8年間の就職経歴がありますが、主に実習生に係る事務業務を行っており、実習生の教育に関する業務にはほとんど触れることがありませんでした。入団して、初めて六甲研修センターでの警察講習に参加した時、かなり緊張して、通訳する時、声が少し震えました。

大阪での仕事が始まり、自分にとっての新たな生活をスタートさせました。中国でしばらく子育てをしている日々と比べ、すごく新鮮です。周囲の環境が変わるのに伴って自分の視野も広がっていくことを実感し、毎日溢れる新鮮さを感じなから、楽しくお仕事を頑張らせて頂いております。

入団から、たくさんの温かいサポートをいただき、心の温もりを感じ、とても感謝しています。それを力として、これから会員企業様と実習生との架け橋のような存在になれるようにもっと実習事業に貢献していきたいと思います。

(大阪事務所・朱　敏)

編集後記――

ここ数カ月、技能実習生の失踪が増加傾向にあるとのことです。「すぐに現金収入が得られる」「社会保険なんて払わなくてい良いよ」等と甘い言葉に誘われて、間違った道に進んでしまう者がいるのは残念なことです。失踪防止には、生活指導員、及び同僚の方々の見守りが不可欠です。孤独になって、偏った情報に惑わされないように注意喚起をして頂きたいと願いを込め、巻頭に警告マークを掲載しました。前